

紀南環境広域施設組合管理者の職務代理の順序を定める規則

制定 平成25年8月1日 規則第3号

紀南環境広域施設組合同規約（平成25年規約第1号）第8条第3項の規定により管理者の職務を代理する副管理者の順序は、総務省が定める全国地方公共団体コード順とする。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。